

陳 情 文 書 表

(教育委員会)

受 理 番 号	4 6 1 6	受 理 年 月 日	令 和 8 年 4 月 30 日
件 名	京都市立図書館及び公共施設における自習利用の原則開放と運用改善		
要 旨	<p>京都市立図書館をはじめとする公共施設において、現行の図書館資料の閲覧を主目的とする利用に限定した運用を見直し、持込資料を含む自習利用を原則として認める運用への転換を図ることを願う。</p> <p>その理由は、以下のとおりである。</p> <p>第一に、市民の学習ニーズが多様化していることである。資格試験、大学習だけから派生するものではなく、横断的で広範な知識・教養の獲得が求められている。持込資料やノートパソコンを活用した自習は現代の標準的な学習形態となっており、これを一律に排除する合理的な根拠は薄れている。</p> <p>第二に、公共施設の役割を時代に即して再定義する必要があることである。公共施設は単に資料を提供する場ではなく、市民の知的活動を通じ、地域の活力と競争力を高める学びのインフラとして機能すべきである。利用可能な空間を過度に制限することは、公共資源の効率的活用観点からも、施設の社会的価値を低下させる要因となっている。</p> <p>第三に、京都市の地域特性との整合性である。京都市は大学のまちを標ぼうしており、市内の大学・大学院在籍学生数は約15万人（市の人口の約1割）と政令指定都市の中で突出している。しかし、多くの大学生が遠方出身で自宅通学が困難であるにもかかわらず、大学と行政・図書館との連携が十分ではなく、安価で集中できる静穏な学習環境の供給が追いついていない現状は、都市理念と現実の乖離を示している。</p> <p>第四に、既存の試行結果を次の段階へ発展させるべきことである。京都市中央図書館では令和7年（2025年）に中高生限定の自習空間Library Study Space（リブスタ）を期間限定で開設され、持込資料による自習を可能としたところ、一定の利用ニーズが確認されるほか、一時的な全面開放を試験的に行うなど、恒常的な制度化に向けた検証を進めるべきである。</p> <p>第五に、国際的・国内的な動向に鑑みて妥当であることである。海外ではニューヨーク公共図書館をはじめ、多くの公共図書館が大規模な自習スペースを積極的に提供している。日本国内でも同様の柔軟な運用への移行が進んでおり、京都市立図書館においても、現行の持込資料のみの自習をお断りする制限を見直し、時代に即した改善を行うことが求められる。</p> <p>ついでには、公共施設は市民共有の資源であり、その利用は社会的合理性の範囲内で最大限に開放されるべきであることから、早期の運用改善が実施されるよう、具体的には、以下の内容を実施することを強く願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自習利用を原則開放すること（持込資料による自習を原則として認める）。 2 一律的な自習禁止制限の廃止と利用実態に応じた柔軟な運用への移行を行うこと。 3 混雑時等の必要最小限の条件設定をすること（時間制限、利用区分、静穏ルール等）。 4 自習専用エリアの試験的設置など段階的な導入と実証的検証をすること。 5 Wi-Fi・電源・静穏スペース等の学習環境整備をすること。 		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	文教はぐくみ委員会		